

鎌倉市議会

6月定例会議案集

(その3)

令和元年（2019年）

目 次

議案第 24 号	鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 25 号	令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第 3 号）	10
議案第 26 号	鎌倉市教育委員会の委員の任命について	13

議案第 24 号

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に
関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年（2019年）6月20日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

子ども・子育て支援法施行令等の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者から保育等を受ける場合の保育料の負担軽減措置の拡充等を行うものである。

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「、支給認定保護者」を「、教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、同条第3項中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に、「別表第1(2)政令第4条第2項又は第3項に掲げる支給認定保護者に係る保育料の表」を「別表第1」に改め、同条第4項中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第4条中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条中「を利用する」を「による一時預かり保育（以下「一時預かり保育」という。）を受ける」に、「別表第4」を「別表第3」に改め、「（以下「一時預かり保育料」という。）」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、法第30条の11第3項の規定により市町村が支払う額があるときは、同表に定める額から当該支払う額を控除した額を一時預かり保育料として徴収するものとする。

第6条の2第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に、「別表第1(2)政令第4条第2項又は第3項に掲げる支給認定保護者に係る保育料の表に定める額（以下「緊急一時預かり保育料」という。）」を「当該保育に係る料金（以下「緊急一時預かり保育料」という。）として別表第1に定める額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に、「同表右欄に定める額（以下「緊急一時預かり時間外保育料」という。）」を「当該保育に係る料金（以下「緊急一時預かり時間外保育料」という。）として同表右欄に定める額」に改める。

第7条中「主食費用、一時預かり保育料」を「第6条に規定する一時預かり保育料（以下「一時預かり保育料」という。）」に改める。

第8条中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等（一時預かり保育料にあつては、一時預かり保育を受ける子どもの保護者又は扶養義務者）」に改める。

第9条中第3号を削り、同条第4号中「一時預かり保育事業を利用した日」を「一時預かり保育を受けた日」に改め、同号を同条第3号とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条・第6条の2）

区分		保育料の額		
		標準時間認定保護者	短時間認定保護者	
1	子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第4条第1項の教育・保育給付認定保護者	円 0	円 0	
2	政令第4条第2項第8号に掲げる教育・保育給付認定保護者	0	0	
3	所得割を課されない教育・保育給付認定保護者（前2項に掲げる者を除く。）	6,700	6,600	
4	政令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額が次の額である教育・保育給付認定保護者（前3項に掲げる者を除く。）	48,600円未満	9,000	8,900
5		48,600円以上 64,800円未満	12,700	12,500
6		64,800円以上 80,900円未満	17,200	16,900
7		80,900円以上 97,000円未満	21,600	21,200
8		97,000円以上 121,000円未満	26,600	26,100
9		121,000円以上 154,000円未満	33,700	33,100
10		154,000円以上 169,000円未満	40,600	39,900
11		169,000円以上 213,000円未満	45,100	44,300
12		213,000円以上 257,000円未満	49,500	48,700
13		257,000円以上 301,000円未満	52,800	51,900
14		301,000円以上 333,000円未満	54,700	53,800
15		333,000円以上 365,000円未満	56,800	55,800
16		365,000円以上 397,000円未満	59,000	58,000
17		397,000円以上 456,000円未満	65,900	64,800
18		456,000円以上 515,000円未満	72,800	71,600

19	515,000円以上	79,700	78,300
----	------------	--------	--------

備考

- 1 この表中「標準時間認定保護者」とは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により1日当たり11時間までの保育必要量の認定を受けた教育・保育給付認定保護者をいい、「短時間認定保護者」とは同項の規定により1日当たり8時間までの保育必要量の認定を受けた教育・保育給付認定保護者をいう。
- 2 この表の3の項中「所得割を課されない教育・保育給付認定保護者」とは、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者並びに同項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該教育・保育給付認定保護者をいう。
- 3 政令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額（以下「市町村民税所得割合算額」という。）を算定する場合であつて、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、同号の所得割の賦課期日において指定都市の区域内に住所を有していた者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなす。
- 4 教育・保育給付認定保護者が政令第4条第2項第6号に掲げる者であるときの当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもに関する保育料は、この表の3の項から6の項までの規定にかかわらず、無料とする。
- 5 この表の3の項から19の項までに該当する教育・保育給付認定保護者に係る政令第13条第1項第1号又は第2号に規定する保育認定子ども及び同表3の項から5の項までに該当する教育・保育給付認定保護者（当該教育・保育給付認定保護者の市町村民税所得割合算額が、57,700円未満であるときに限る。）に係る政令第14条第1号又は第2号に規定する保育認定子どもに関する保育料は、それぞれ同表各項の規定にかかわらず、無料とする。
- 6 法第29条第3項第2号の市町村が定める額のうち、法第7条第6項に規定する家庭的保育に係る保育料の額は、前2項の規定に該当する場合を除き、この表の

各欄の額に100分の70を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第2備考1中「別表第1(2)」を「別表第1」に改め、同表備考2中「別表第1(2)中1の項又は」を「別表第1の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

別表第3を削り、別表第4を別表第3とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に受ける特定教育・保育等（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第3号イに規定する特定教育・保育等をいう。）、時間外保育（改正後の条例第4条に規定する時間外保育をいう。）、一時預かり保育（改正後の条例第6条に規定する一時預かり保育をいう。）、緊急一時預かり保育（改正後の条例第6条の2第1項に規定する保育をいう。）及び緊急一時預かり時間外保育（改正後の条例第6条の2第2項に規定する保育をいう。）（以下「保育等」と総称する。）に係る保育料等（改正後の条例第7条に規定する保育料等をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に受けた保育等に係る保育料等は、なお従前の例による。

議案第 25 号

令和元年度鎌倉市一般会計
補正予算（第3号）

令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75,987千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,728,360千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年（2019年）6月20日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
33	地方特例交付金	656,032	△198,345	457,687
	10 子ども・子育て支援臨時交付金	506,032	△198,345	307,687
55	国庫支出金	8,200,902	221,938	8,422,840
	5 国庫負担金	6,214,519	201,242	6,415,761
	10 国庫補助金	1,956,607	20,696	1,977,303
60	県支出金	3,545,621	29,105	3,574,726
	5 県負担金	2,406,139	29,105	2,435,244
75	繰入金	3,134,899	15,216	3,150,115
	5 基金繰入金	3,132,899	15,216	3,148,115
85	諸収入	1,816,299	8,073	1,824,372
	25 雑入	1,148,930	8,073	1,157,003
	歳 入 合 計	62,652,373	75,987	62,728,360

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	民生費	25,175,401	38,172	25,213,573
	10 児童福祉費	10,667,357	38,172	10,705,529
55	教育費	6,674,930	37,815	6,712,745
	5 教育総務費	1,785,289	37,815	1,823,104
	歳 出 合 計	62,652,373	75,987	62,728,360

議案第 26 号

鎌倉市教育委員会の委員の任命について

次の者を、鎌倉市教育委員会の委員に任命いたしたい。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求める。

令和元年（2019年）6月20日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市西鎌倉一丁目17番11号

下平 久美子

昭和32年5月4日生

「参 考」

略 歴

現住所 鎌倉市西鎌倉一丁目17番11号

下平 久美子

昭和32年5月4日生

略歴については省略